

新しい地域コミュニティ組織

「まちづくり協議会」

設立ハンドブック

[2025 年 4 月改訂]

～ 大好きな“まち”を
みんなの力で 私たちの手で ～

H A N D B O O K

— 目 次 —

1. 新しい地域コミュニティの仕組み	・ ・ 1
2. 市が目指す まちづくり協議会 の形態	・ ・ 1
3. まちづくり協議会設立までの流れ	・ ・ 3
(1) 地域の機運づくり・意識の醸成	・ ・ 4
ステップ(1) - 1 : みんなで学ぼう	・ ・ 5
ステップ(1) - 2 : 検討会を開催しよう	・ ・ 6
(2) まちづくり協議会の立ち上げ準備・設立	・ ・ 7
ステップ(2) - 1 : 設立準備委員会を立ち上げよう	・ ・ 8
ステップ(2) - 2 : まちづくり協議会の姿を検討しよう	・ ・ 9
ステップ(2) - 3 : 地域への説明やPRをしよう	・ ・ 11
ステップ(2) - 4 : まちづくり協議会を立ち上げて運営しよう	・ ・ 11
(3) 地域づくり計画の策定	・ ・ 12
ステップ(3) - 1 : 地域の現状を把握しよう	・ ・ 13
ステップ(3) - 2 : 地域の資源や課題を整理し地域の将来について考えよう	・ ・ 14
ステップ(3) - 3 : 地域づくり計画を策定し地域の将来像を共有しよう	・ ・ 15

◆ このハンドブックは、地域住民の皆さんに新しい地域コミュニティ組織「まちづくり協議会」の設立に向けて取り組んでいただくため、具体的な設立手順や活動方法などの一例をお示ししていますが、あくまでも地域で検討、協議いただくための「たたき台」としてお示しするものであり、各地域の状況や地域住民の皆さんのお考えにより、形を変えて、柔軟に対応していただきたいと考えています。

1. 新しい地域コミュニティの仕組み

地域では、自治会をはじめ、多くの団体の活動により、暮らしの基盤となる地域を守り、支えていただいています。その一方で、少子高齢化の進展や価値観、生活スタイルの多様化を背景に、地域への関心の希薄化、地域活動の担い手不足などが大きな課題として指摘されている現状もあります。

社会環境が大きく変わる中で、今後、さらに多様化、複雑化していく地域課題に対応するためには、地域の団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、「地域のことは地域が決める・地域で取り組む」という新たな仕組みが必要ではないかと考えています。

「地域のことは地域が決める・地域で取り組む」という新たな仕組みの主体となるのが、**まちづくり協議会**です。

まちづくり協議会とは？

範囲：小学校区と同等と認められる区域

構成：自治会をはじめとする地域の各種団体等で構成

活動内容：地域の皆さんが話し合っつくり上げる「地域づくり計画」に基づく活動

▼市が目指す姿 『市民の個性が活かせる地域コミュニティ』

自治会をはじめとした地域の各種団体等がさらに強くつながり、まちづくり協議会という組織を形成し、地域の一人ひとりの力を集めて私たちの“まち”をより良くしていく姿を目指しています。

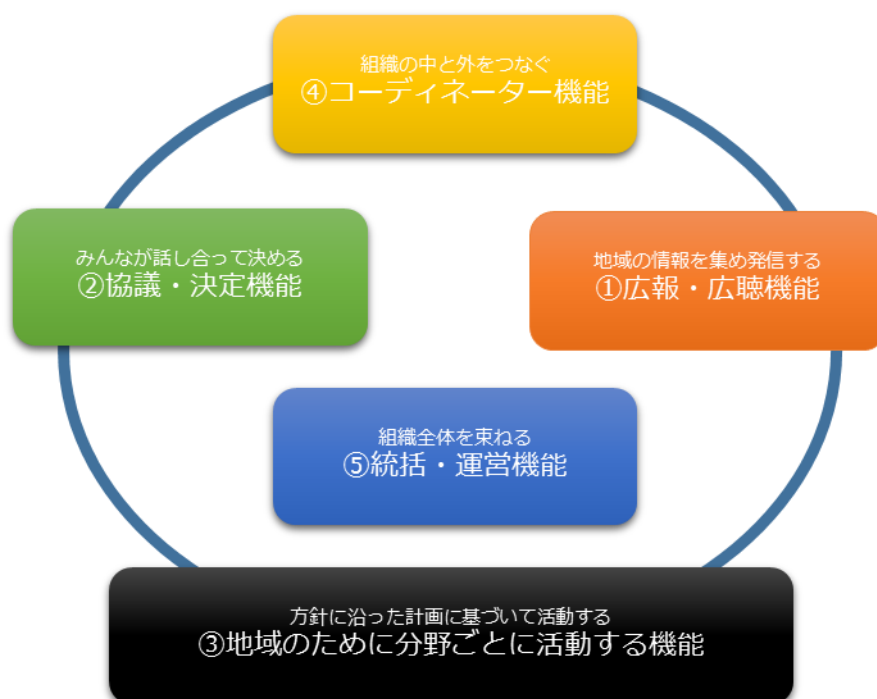
2. 市が目指すまちづくり協議会の形態

多様化、複雑化していく地域課題に対し、地域が一丸となって持続可能な取り組みを進めるためには、次の5つの機能を備えることが必要と考えています。

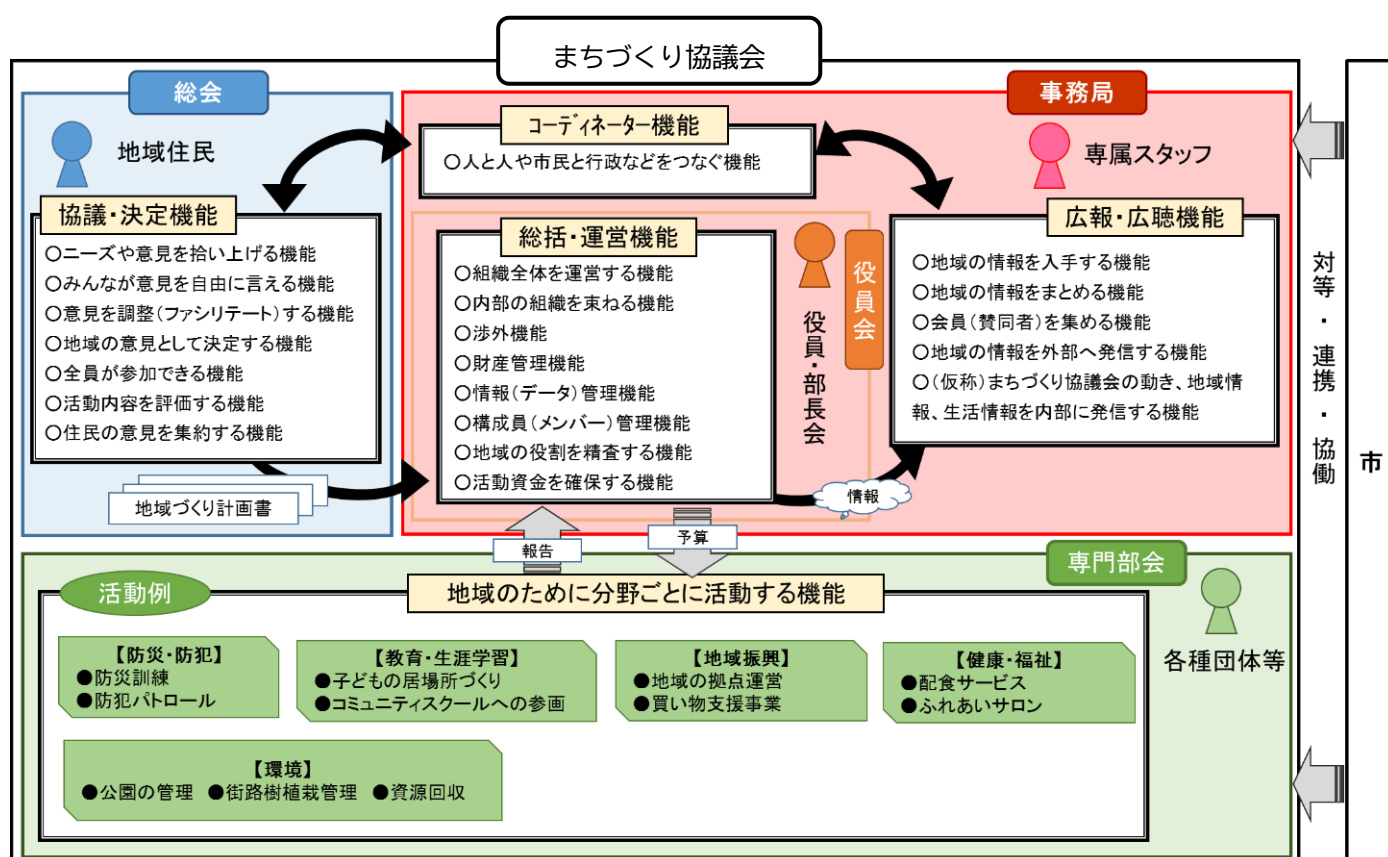
- ① 地域の情報を集め発信する。
- ② 活動の振り返りなどにより集めた情報に基づき、みんなが話し合っ方針を決める。
- ③ 方針に沿った計画に基づいて活動する。
- ④ 各種団体等の間や行政機関等との連絡調整など、組織の中と外をつなぐ。
- ⑤ 組織全体を束ねる。

地域課題に応じた事業に継続的に取り組むことができる組織として、上記の機能を備えたまちづくり協議会の設立に取り組んでいきます。

5つの機能



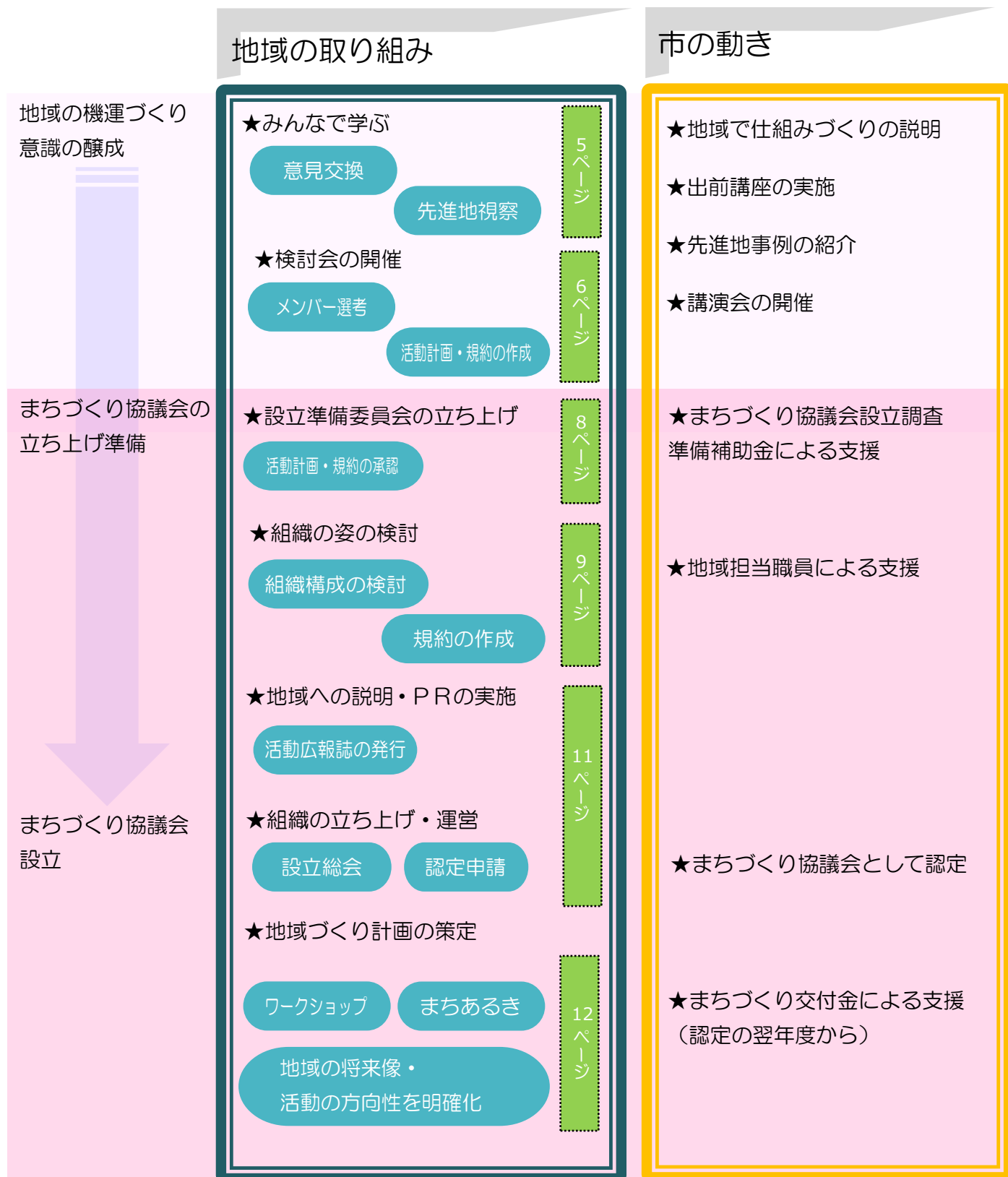
5つの機能を備えた まちづくり協議会 のイメージ



3. まちづくり協議会設立までの流れ

まちづくり協議会設立までの全体的な流れを紹介します。

地域によってはさまざまな進め方があると考えられますので、まちづくり協議会の設立に取り組む際の参考としてください。

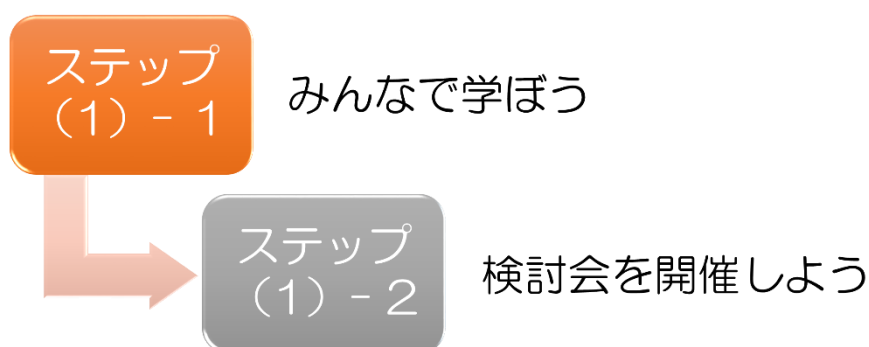


(1) 地域の機運づくり・意識の醸成

新しい地域コミュニティの取り組みは、小学校区と同等と認められる区域での活動になります。

これまでつくり上げてきた地域住民同士のつながりがあると思いますが、今後は、同じ目的に向かって地域のことを想い、地域全体で支え合うことが必要です。

まちづくり協議会としての活動を始めるに当たり、地域全体の機運づくりは大切な要素となります。



機運づくり・意識の醸成のための気づき

新しい地域コミュニティ組織としての活動を始めるためには、

地域の皆さんの気持ちを高める必要があります。

しかし、「機運づくり」「意識の醸成」と口で言うのは簡単ですが、

現実的にはなかなか進みません。やはり「気づき」が必要です。

「現状を踏まえた 10 年先、20 年先の地域の姿はどうなっているのか…」

「子どもたちが大人になって、この地域に住んでいるだろうか…」

「隣のおばあちゃんは一人暮らしだが、災害の時は誰が助けるのか…」

「●●地区は元気だけど、どうしてだろう…」

私たち自身の「自分ごと」として考えてみませんか？

ステップ（１）－ １：みんなで学ぼう

自治会をはじめとした地域の各種団体等が集まり、新しい地域コミュニティの仕組みについて理解を深めたり、地域の現状や課題を共有したり、先進地の事例を見たりする機会を地域で持ちましょう。

▼地域内での情報共有と意見交換

- ・新しい地域コミュニティの仕組みについて理解を深めるとともに、意見交換を通して、地域の現状や課題、各種団体等の活動内容、新たな取り組みの可能性などについて話し合しましょう。

▼先進事例の調査研究

- ・先進地の活動を見て、話を聞くことができる視察は、イメージがわきやすく、機運づくり、組織づくりに有効です。「これがしたい」「これを学びたい」という思いを確認し、その目的に合った視察先を選定しましょう。

▼新たな人材の発掘

- ・できるだけ多くの人にかかわってもらい、いっしょに運営する人材を見つけましょう。地域にはいろいろな特技やアイデアを持った人がたくさんいるはずです。



人材の情報収集

地域によっては一人で何役も掛け持ちをして事業に携わっている人がいます。また、自治会からの選出による人、1年間の限定で役をされている人などさまざまです。

今、地域を動かしている「フレイヤー」はどんな人がいるのか、「人材の棚卸し」を試みるのも有効ではないでしょうか。絵が上手な人、労務管理に詳しい人、防災活動に意欲的な人、元保育士さんなど、地域内の人材に関する情報を集めていくと、今後の活動に役立ちます。

ステップ（１）－ ２：検討会を開催しよう

地域内で方針を共有し、設立準備委員会の立ち上げに向けた検討を行います。

▼検討会の開催

- ・意見交換等を通じて、まちづくり協議会の設立に向けて地域内で活動を進める方針が共有されたら、検討会を開催しましょう。

▼設立準備委員会の構成団体とメンバーの選考や委員定数の決定

- ・設立準備委員会は地域内の各種団体や住民有志の参加を募りましょう。
- ・構成団体とメンバーの選考方法や委員定数は地域内の各種団体等への配慮が必要です。
- ・女性や若者を委員に入れ、多様性を持たせることが望ましいでしょう。

▼設立準備委員会の主な役職や事務所の位置

- ・主な役職は、委員長、副委員長、事務局などが想定されます。
※ 地域担当職員は、地域の活動を側面的にサポートします。
- ・事務所は、まちづくり拠点施設などが想定されます。

▼設立準備委員会の活動計画

- ・今後の活動を進めるに当たり、「何を」「いつごろ」実行するのかという活動計画とスケジュールの素案をつくります。

▼設立準備委員会の規約

- ・市への提出は必要ありませんが、設立準備委員会を運営するための指針となる規約を作成しましょう。
- ・市からのまちづくり協議会設立調査準備補助金を受け取るために、新たに設立準備委員会名義で金融機関の口座を開設する場合には、金融機関に対して規約や役員名簿などの提出が必要となります。

point

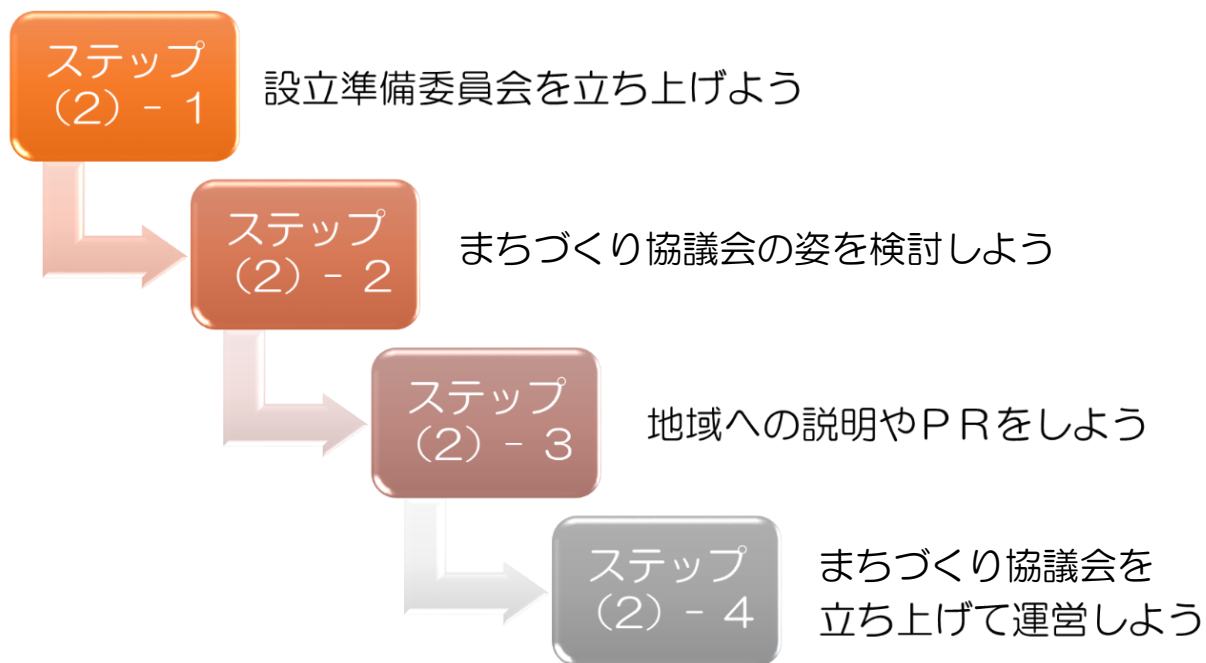
地域の各種団体等に、検討会の設立の目的や経緯について説明し、活動に加わってもらいましょう。

また、地域住民の方にも事前に広報し、参加の窓口を開いておくことが大切です。



(2) まちづくり協議会の立ち上げ準備・設立

まちづくり協議会の設立までには、運営ルールの作成や活動内容の検討などが必要となるため、設立準備委員会を立ち上げて、設立に向けた準備を行います。そして、新しい地域の運営組織である、まちづくり協議会が正式に設立されます。



point

**地域によって現状や課題は異なり、まちづくりの姿も変わります。
自分たちの「まち」に合った組織となるのが理想的です。**



ステップ（２）－ １：設立準備委員会を立ち上げよう

検討会において選考された準備委員により、設立準備委員会を立ち上げます。
設立準備委員会の規約や活動計画などを委員全員で確認しましょう。

▼委員への就任依頼

- ・検討会において選考した人に準備委員への就任を依頼します。

▼初会合で確認

- ・設立準備委員会の初会合を開催し、設立準備委員会の規約と活動計画の承認、役員の選出を行います。

まちづくり協議会設立調査準備補助金

①申請ができる団体の要件

小学校区と同等と認められる区域に一組織とし、各地区自治会連合会の推薦をもって組織されていること

②補助の対象となる事業

まちづくり協議会の設立に係る調査、準備や先進事例の研修等

③申請に必要な書類

交付申請書、事業計画書、構成団体がわかる資料等

④補助金額

一組織当たり一年度につき、最大 59 万円 交付

〔内訳〕

調査・研修事業 上限 29 万円

準備事業（試行的なソフト事業） 上限 30 万円

ただし、市にまちづくり協議会として認定された年度のみ、変更申請のうえ
最大 40 万円 追加交付

〔内訳〕

地域づくり計画策定事業 上限 10 万円

まちづくり協議会移行準備事業 上限 30 万円

ステップ（２）－２：まちづくり協議会の姿を検討しよう

まちづくり協議会の設立に向けて、組織の名称や構成、役職等を検討します。

▼組織名称の決定

- ・住民にとって親しみやすい愛称をつけましょう。
- ・区域を明確にするため、名称のどこかに地域名を入れてください。

▼組織のあり方

- ・市からの交付金や地域のお金を受け、年間を通じて地域づくりの活動を運営していく組織です。しっかりとした規約のもとに、地域住民の意見を反映できる民主的で透明性が確保された組織となる必要があります。

▼組織の構成

- ・組織を運営する会長、副会長、役員、事務局があり、幅広い活動分野を効率的にカバーする各種部会が存在するのが一般的な形と考えます。
- ・適正に予算が執行されているかを確認する監査機能も必要になります。
- ・連携の形はさまざまで、地域の状況に応じて動きやすい形を選択しましょう。

▼規約の作成

- ・規約の原案を作成し、設立準備委員会で承認を得ておきましょう。

▼地域づくり計画の策定

- ・地域の将来計画をみんなで考えましょう。
- ・詳細は、「（３）地域づくり計画の策定」（１２ページ）をごらんください。

▼予算の作成

【収入】

- ・まちづくり協議会の主な財源は、市が交付するまちづくり交付金になります。
- ・地域住民からの負担金や参加費等の事業収入なども財源として考えられます。

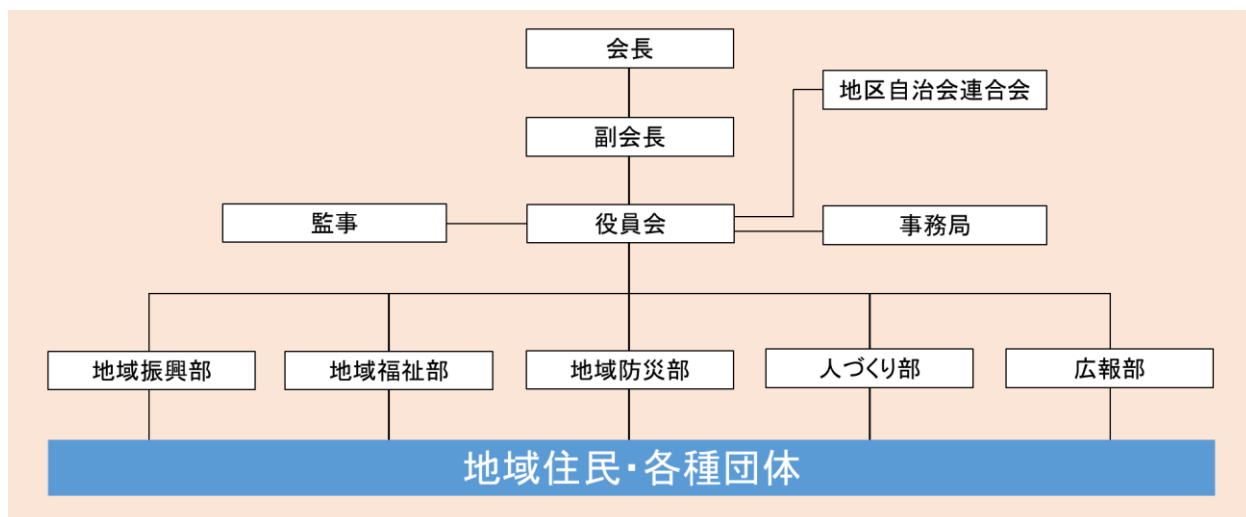
【支出】

- ・組織運営のための必要経費をリストアップしましょう。
- ・地域づくり計画に基づく事業経費も盛り込みましょう。

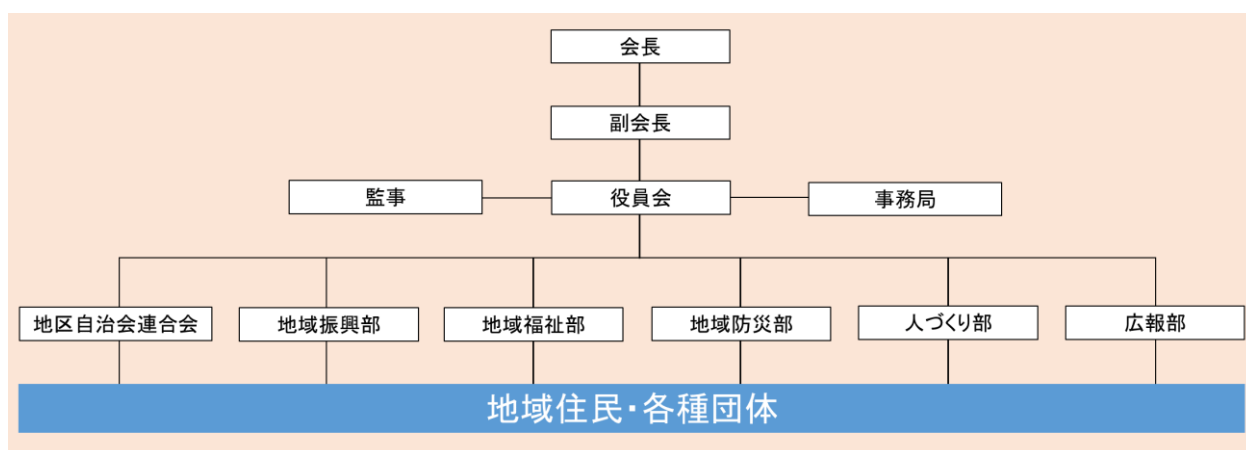
▼役員の選出

- ・団体の役員にこだわらず、若い世代や女性にも積極的に声をかけましょう。
- ・すべての役員が一定期間を経て一斉に交代することのないよう配慮しましょう。

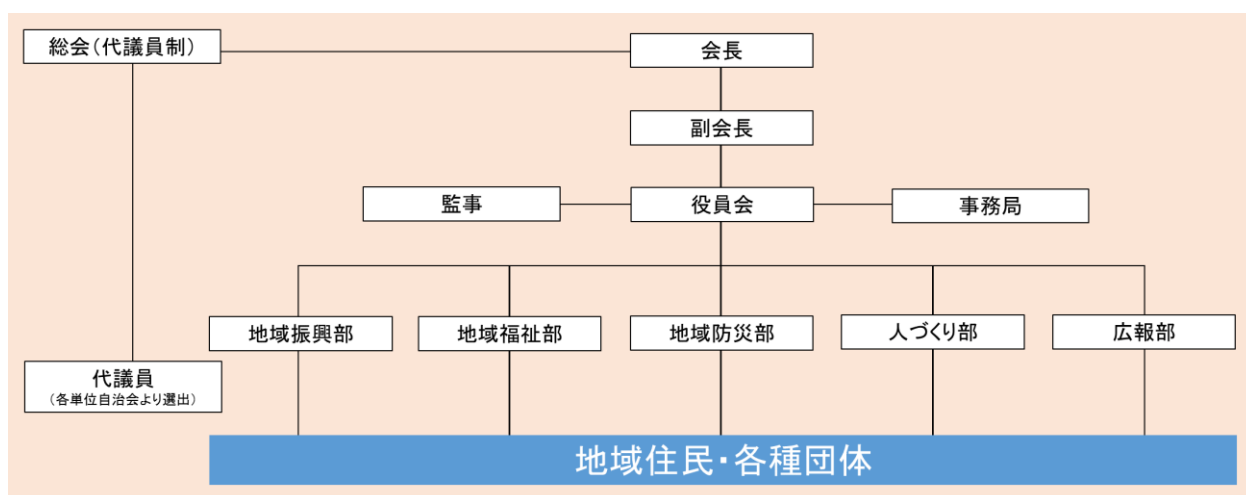
【事例①】 地区自治会連合会が新しい地域コミュニティの運営に参画する例



【事例②】 地区自治会連合会が新しい地域コミュニティを構成する1組織となる例



【事例③】 自治会長等が新しい地域コミュニティの運営内容を審議・承認する例



ステップ（２）－３：地域への説明やPRをしよう

「（仮称）設立準備委員会だより」などの広報紙を発行し、随時、設立準備委員会での協議内容などを地域住民の皆さんにお知らせすることで、地域での情報共有とまちづくりへの意識高揚に努めましょう。

▼広報紙の発行

- ・設立準備委員会の事務局で広報を担当し、地域で全戸配布しましょう。
- ・まちづくり協議会設立の目的や設立までのスケジュール等をまとめたリーフレットなどを作成し、広く地域にPRすることも考えられます。

ステップ（２）－４：まちづくり協議会を立ち上げて運営しよう

まちづくり協議会の設立総会を開催し、規約、地域づくり計画や予算の承認、役員の選出を行い、組織の運営をスタートさせます。

▼まちづくり協議会は地域住民全員が関係する組織です

- ・まちづくり協議会は、すべての地域住民が参画できる組織である必要があります。設立総会もその点を十分意識して開催しましょう。

▼設立総会で行うこと

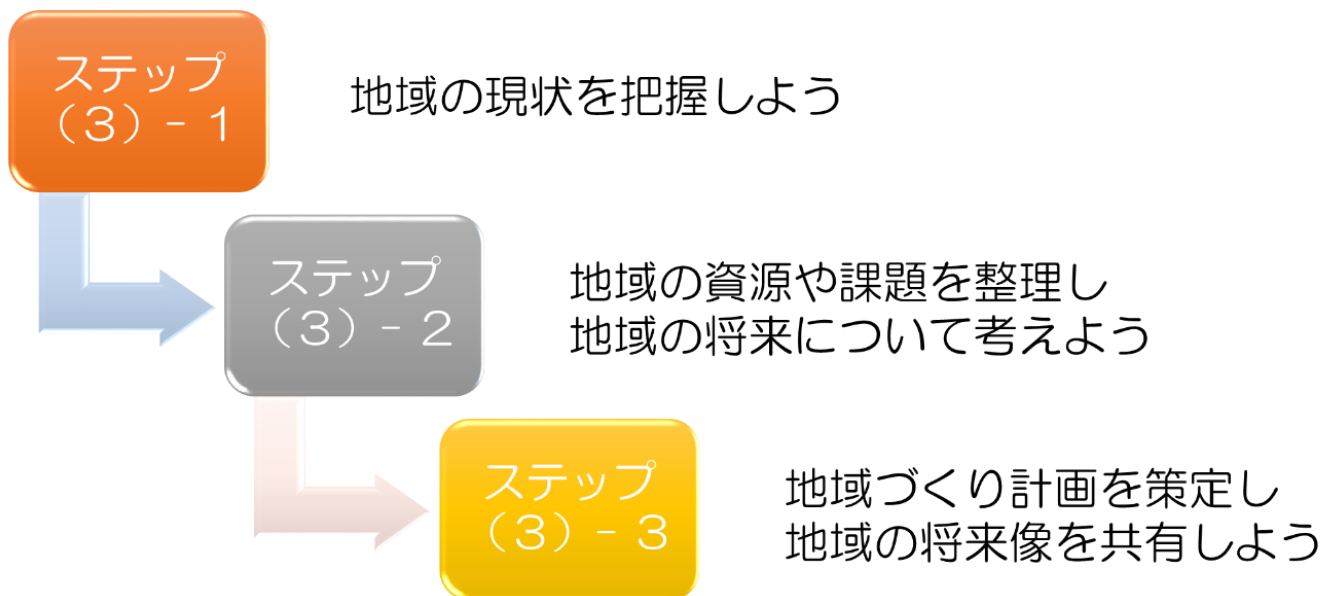
- ・規約（案）、地域づくり計画（案）、予算（案）を審議し、承認を得ます。
- ・役員の選出を行います。
- ・可能であれば、講演会や地域住民相互の交流を図る事業を合わせて実施すると、地域全体の機運を効果的に高めることができると考えます。

設立総会開催後、「まちづくり協議会認定申請書」を地域コミュニティ課まで提出してください。

添付資料として、規約、役員名簿（市様式第２号）・誓約書兼同意書（市様式第３号）、構成組織名簿、事業計画書、収支予算書、活動の区域を示すものがが必要です。

(3) 地域づくり計画の策定

地域の活動を計画的、効果的に実行していくために、地域の現状や課題、基本方針、事業内容などを記載した地域づくり計画を策定する必要があります。地域の目指す将来像を地域住民の皆さんで共有しましょう。



point

地域づくり計画は、より多くの地域住民の想いを反映していることが重要です。
できるだけ多くの地域住民の皆さんから意見を集め、
「こんな地域にしたい」という想いを反映させながらつくりましょう。



ステップ（３）－ １：地域の現状を把握しよう

地域の現状については、知っているようで意外と知らないことが多くあります。
また、子どもの視点、女性の視点、高齢者の視点で見え方や捉え方は異なります。

◆地域の現状を知るための手法◆

ワークショップ

- ・ワークショップとは、みんなで自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく手法です。地域のいろいろな年代の方が集まり、地域の魅力や課題を出し合います。それを大まかなグループに整理します。

まちあるき

- ・地域内を歩いて、探検して、地域のことを知る催しです。
- ・子どもから大人まで、知っているようで知らない日々の地域の課題や宝物などに気づくよいきっかけづくりになります。
- ・歩いた後は、自分たちのオリジナルマップを作成し、参加者同士で地域の良さや課題などについて話し合います。

アンケート

- ・地域の小学生や中学生など、対象を限定してアンケートをとる方法もあります。
- ・地域の中で一番好きな場所・行事、取り組んでみたいことなどの項目で、地域住民の想いをまとめることができます。

ワークショップの手法

ワークショップの目的は、たくさんの人から多くの意見を引き出すこととその整理です。

難しく感じるかもしれませんが、うまくいけば地域づくりの多様な可能性が実感できます。

先入観なくアイデアを出し合い、たくさんのアイデアを手際よく整理するにはKJ法がおすすめです。

[KJ 法の実施例]

①各自ふせんに意見を記入

＊一枚にひとつの意見を簡潔に

＊見やすいようにサインペンなどで記入

②一人がふせんを模造紙に出し、意見を紹介

③似通った意見のある人はふせんを模造紙に差し出し、意見を紹介

④ ②～③を繰り返す

⑤似通った意見ごとに小見出しをつける

ステップ（３）－ ２：地域の資源や課題を整理し地域の将来について考えよう

ステップ１で地域の現状を把握したら、これらを分類したり、掘り下げたりと議論を深め、整理を行い、地域の共通の想いに仕上げます。

そして、目指す将来像の実現に向けて何をしたいのかを議論します。

◆地域の資源・課題を整理するための手法◆

▼ワークショップ

- ・ステップ１でのワークショップや「まちあるき」、アンケートで集めた意見をさらにワークショップで整理していきます。
- ・その中では、「誰が」「いつ」「どこで」「誰に対して」「どのようにするか」といった地域の将来イメージや目標を共有しましょう。



《話し合いの場の概要（例）》

名 称 「〇〇〇〇〇〇トーク！！」

※ 地域住民の皆さんが親しめる名称を考えましょう。

対 象 者 地域住民、団体等

※ 子どもから高齢者までのすべての人が対象です。できるだけ多くの参加を募りましょう。

内 容 全５回の話し合いで地域について考えます。

第１回 テーマ：地域の現状を知ろう（地域の魅力、課題について話し合う）

第２回 テーマ：目指す姿を考えよう（地域の将来像を話し合う）

第３回 テーマ：どんな活動をするか考えよう

（課題解決のためにやりたいことについて話し合う）

第４回 テーマ：どう実行するかを考えよう

（取り組みの優先順位や実行手段について話し合う）

第５回 報告会（みんなでつくった地域づくり計画を共有する）

ステップ（３）－ ３：地域づくり計画を策定し地域の将来像を共有しよう

ステップ２の結果を地域づくり計画としてまとめましょう。

でき上がった計画は地域内の全戸に配布し、地域の将来像を共有することで、みんなでいっしょに地域づくりを進める意識を高めましょう。

▼地域づくり計画の策定

- ・ ステップ２を通じて明確となった地域の目指すべき姿を、容易にイメージできるようなキャッチフレーズをつくりましょう。
- ・ 地域の課題を整理したうえで、目指す将来像の実現に向けてやるべきこと、やりたいことを具体的に記載します。

◆地域づくり計画書の主な記載項目◆

- ・ キャッチフレーズ（地域の将来像）
- ・ 基本方針
- ・ 分野ごとの目標と具体的な取り組み
- ・ 具体的な取り組みの事業内容
- ・ 計画の期間

まちづくり交付金

①交付対象団体

前年度までに市にまちづくり協議会として認定された団体

②交付の対象となる事業

- (1)地域の魅力度を高める事業
- (2)地域の解決力を高める事業
- (3)地域の愛着度を高める事業

③申請に必要な書類

交付申請書、規約、認定通知書の写し、収支予算書(全体)、事業計画書(事業別)等

④交付金額

均等割額 99 万円 + 人口割額（前年度の9月 30 日現在の各地区の人口により算定）

新しい地域コミュニティ組織に関するご相談は、地域コミュニティ課またはお近くの地区市民センター・まちづくり拠点施設の地域担当職員までお願いします。

地域コミュニティ課	24-1204 24-1385	大山田地区市民センター	31-5811
多度地区市民センター	49-2001	長島地区市民センター	42-4111
日進まちづくり拠点施設	25-0919	精義まちづくり拠点施設	21-3521
立教まちづくり拠点施設	21-4843	益世まちづくり拠点施設	21-5930
修徳まちづくり拠点施設	24-3984	大成まちづくり拠点施設	25-1118
大和まちづくり拠点施設	24-6127	桑部まちづくり拠点施設	22-0033
在良まちづくり拠点施設	22-0035	七和まちづくり拠点施設	31-2036
深谷まちづくり拠点施設	29-1027	久米まちづくり拠点施設	31-2234
城南まちづくり拠点施設	22-0034	大山田まちづくり拠点施設	31-0282
多度まちづくり拠点施設	49-2020	長島まちづくり拠点施設	42-1000
伊曾島まちづくり拠点施設	45-0002		

今後の活動のきっかけ、ヒントにさせていただくため、新しい地域コミュニティ組織「まちづくり協議会」の形成に向けた取り組みについての説明を随時行っています。

ご希望がありましたら、地域コミュニティ課までご相談ください。

新しい地域コミュニティ組織の設立に向けた取り組みの経過

2017年 1 月	・ 地域創造プロジェクト（案）を発表
2017年 7 月 ～ 2018年 2 月	・ 地域説明会の開催（計 1 2 3 回）
2018年 4 月	・ 7 地区市民センター及び公民館を「まちづくり拠点施設」に機能転換 ・ 地域担当職員の配置 ・ まちづくり協議会設立調査準備補助金の交付開始
2021年度	・ まちづくり協議会認定制度開始 ・ 6 地区をまちづくり協議会として認定
2022年度	・ まちづくり交付金の交付開始 ・ 8 地区をまちづくり協議会として認定
2023年度	・ 4 地区をまちづくり協議会として認定
2024年度	・ 3 地区をまちづくり協議会として認定

新しい地域コミュニティ組織「まちづくり協議会」設立ハンドブック 2025年 4 月改訂

桑名市 地域コミュニティ部 地域コミュニティ課

〒511-0068 三重県桑名市中央町三丁目79番地 くわなメディアライヴ 2 階

電話：(0594) 24-1204、24-1385 F A X：(0594) 24-1735 電子メール：ccollabo@city.kuwana.lg.jp